

令和 7 年 3 月 28 日

第 32 回 新しい資本主義実現会議への意見

ダイヤ精機株式会社

諏訪 貴子

「成長型経済への移行」の実現には、中小企業のチャレンジを力強く後押しすることが不可欠です。

今回の論点においては、「取引価格の適正化に向けた継続的な取り組み」「知的財産の活用・保護の浸透に向けた体系的な戦略の策定」「事業承継税制の特例措置の恒久化」について、以下を実現していただくよう、政府の力強いリーダーシップにご期待申し上げます。

1. 取引価格の適正化に向けた継続的な取り組み

- ・取引価格の適正化については、「パートナーシップ構築宣言」の普及とともに、「価格交渉促進月間」（3 月、9 月）による啓発や実効性確保に向けた政府の力強い取り組みが進められており、とても心強いです。
- ・長年の商習慣を変えるという極めて時間がかかる難題であるため、官民が連携して、取引価格の適正化に向けた対応を、粘り強く継続的に取り組むことが必要です。

2. 知的財産の活用・保護の浸透に向けた体系的な戦略の策定

- ・政府全体の「中小企業の取引適正化策」の重点 5 課題のうち、1. 価格交渉・価格転嫁、2. 手形利用の廃止など支払条件の改善、3. 型取引の適正化については、勧告等を含め報道を賑わせており、取り組みの成果がでてきていると認識しています。
- ・他方、4 番目の「知的財産・ノウハウ保護」については、まだ報道を賑わせている状況にはないと認識しています。
- ・ものづくりにおいて、知的財産は、付加価値向上の源泉であり、とても重要です。
- ・しかし、現場では、いまだに知的財産はないがしろにされており、取引先との力関係の差があるため、相見積りで提出した図面が横流しされたり、買い叩かれたりして、中小企業の稼ぐ力が削がれているという悲痛な声を聞いています。
- ・政府において、知的財産・ノウハウの保護の取組を、もっと強化することが必要です。

- ・なお、知的財産の保護の強化だけでは、不十分です。
- ・中小企業において、知的財産の意識が乏しいケースが多いのではないかと感じています。例えば、中小企業が初めてネットで商品を販売する際、自社製品が他社の商標権を侵害していないかどうかを事前に確認すべきところ、その方法を知らずか未確認のままネット販売して、商標権を保有している企業から商標権侵害の警告文が届く、ということが起きていると聞いています。
- ・中小企業においても、知的財産の意識を高める必要があると思います。
- ・その際、知的財産の専門家である弁理士に加え、中小企業が身近に接している商工会議所や税理士、金融機関、中小企業診断士など、経営を支援する方々による伴走型の知的財産を活用した経営支援もあると、より知的財産の活用が広がり、稼ぐ力が強化されと考えます。
- ・については、政府において、中小企業の稼ぐ力の強化に資する知的財産の活用・保護の浸透に向けた体系的な戦略を策定することが必要です。

3. 事業承継税制の特例措置の恒久化

- ・事業承継税制の特例措置は、期限限定のため、後継者の年齢が若いなどにより、今、特例措置を使えない中小企業経営者から「不公平」という声があります。
- ・今、特例措置を使えない中小企業経営者が、今後、使えるようにするため、事業承継税制の特例措置は、期間限定ではなく、恒久化することが必要です。

以 上